## 「地震防災基本計画の修正」

<中央防災会議>

15年5月

全体のマスタープラン

東海地震対策大綱の決定



反映

15年7月

【大規模地震対策特別措置法に基づく防災計画】

## 「地震防災基本計画」の修正

1 警戒宣言前から異常データ観測時の防災対応を明確化

異常データが観測され、気象庁が東海地震注意情報を出した場合に、 政府は準備行動の意思決定を行い、準備体制をとる

< 東海地震に関する情報と防災対応 >

東海地震予知情報:警戒宣言、地震防災警戒本部の設置

地震防災応急対策の実施

東海地震注意情報:政府は、準備行動開始の意志決定を行い準備体制を

とる 救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者

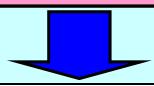
等の派遣 地域住民等に対する適切な広報の実施

東海地震観測情報:情報収集連絡体制

2 警戒宣言後における分野別対応

震度や津波の分布に応じ、鉄道の運行の可否を検討し対応を明示 帰宅困難者対策の明確化

耐震性を有する病院、小売店舗は営業継続も可能



国、地方公共団体、指定公共機関及び民間事業者の防災計画